

県北広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月22日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1（1）路線名 一戸山形線
  - （2）供用開始の区間 久慈市山形町日野沢第3地割31番1地先から第5地割23番8地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 2（1）路線名 久慈岩泉線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 久慈市小久慈町第29地割1番1地先から第26地割3番3地先まで
    - イ 久慈市小久慈町第22地割16番3地先から第15地割2番1地先まで
    - ウ 久慈市山根町上戸鎖第1地割121番3地先から119番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 3（1）路線名 八戸大野線
  - （2）供用開始の区間 九戸郡洋野町大野第25地割22番4地先から第27地割72番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 4（1）路線名 軽米種市線
  - （2）供用開始の区間 九戸郡洋野町種市第57地割49番2地先から第55地割81番3地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで
- 5（1）路線名 侍浜夏井線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 久慈市侍浜町本波第12地割1番21地先から第8地割9番地先まで
    - イ 久慈市侍浜町本波第9地割30番地先から32番1地先まで
    - ウ 久慈市侍浜町本波第8地割43番12地先内
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月22日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月22日から同年4月22日まで